

令和 6 年 6 月 4 日 開 会

①

令和 6 年第 2 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和6年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第110号議案 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第1号）	1
第111号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	5
第112号議案 茨城県県税条例等の一部を改正する条例	6
第113号議案 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	10
第114号議案 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例…	11
第115号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	12
第116号議案 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する 条例の一部を改正する条例	13
第117号議案 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例	14

予

算

第110号議案

令和6年度 茨城県一般会計補正予算（第1号）

令和6年度茨城県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,222,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,252,413,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		129,837,901 ^{千円}	1,210,067 ^{千円}	131,047,968 ^{千円}
	2 国 庫 補 助 金	76,188,818	1,210,067	77,398,885
12 繰 入 金		45,824,520	12,780	45,837,300
	2 基 金 繰 入 金	45,076,069	12,780	45,088,849
歳 入 合 計		1,251,190,267	1,222,847	1,252,413,114

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 企 画 開 発 費		14,349,520 ^{千円}	20,000 ^{千円}	14,369,520 ^{千円}
	2 開 発 費	5,513,338	20,000	5,533,338
4 生 活 環 境 費		11,567,672	404,392	11,972,064
	2 環 境 保 全 費	9,636,946	404,392	10,041,338
6 保 健 医 療 費		137,574,677	71,075	137,645,752
	3 医 薬 費	11,752,361	71,075	11,823,436
8 労 働 費		3,681,673	42,100	3,723,773
	1 労 働 政 策 費	638,792	42,100	680,892
9 農 林 水 産 業 費		42,100,775	292,500	42,393,275
	1 農 業 費	11,547,511	262,000	11,809,511
	4 水 産 業 費	4,485,291	30,500	4,515,791
10 営 業 戦 略 費		6,502,834	350,000	6,852,834
	2 誘客・販路拡大推進費	3,764,803	350,000	4,114,803
12 商 工 費		117,813,618	30,000	117,843,618
	3 中 小 企 業 費	2,945,607	30,000	2,975,607
13 土 木 費		98,954,561	12,780	98,967,341
	1 土 木 管 理 費	3,676,615	12,780	3,689,395
歳 出 合 計		1,251,190,267	1,222,847	1,252,413,114

第2表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
中小事業者災害対応 再生可能エネルギー 導入利子補給	茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者等に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和11年度	融資総額1億1,050万円の 融資残高に対し、茨城県 中小事業者災害対応再生 可能エネルギー導入利子 補給金交付要項に定める 利子補給率を乗じて得た額

条 例 ・ そ の 他

第111号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の346の項中「7,400円」を「18,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第112号議案

茨城県県税条例等の一部を改正する条例

(茨城県県税条例の一部改正)

第1条 茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「第48条」を「第739条の5」に改める。

第31条第1項第4号中「と個人」を「，個人」に、「の合計額」を「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に規定する森林環境税の課税額の合計額」に改める。

第63条第2項第3号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条の11第3項中「次項並びに」を削り、同条第4項及び第5項を削る。

第71条の13第5項から第7項までを削る。

第71条の17中「第11条の9第2項」を「第11条の10第2項」に改める。

付則第7条の4の2第3項中「同条第14項」を「同条第16項」に改める。

付則第7条の7中「附則第4条の6第1項」を「附則第4条の8第1項」に改める。

付則第16条の2を次のように改める。

(事業税の納税義務者等の特例)

第16条の2 第40条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として法附則第8条の3の3第1項に規定する政令で定める金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）とする。

付則第17条の7第1項第1号中「船舶の使用者」を「船舶（法附則第12条の2の7第1項第1号に規定する政令で定めるものを除く。）の使用者」に改める。

付則第26条の4第2項中「第4項まで若しくは第6項から第10項まで」を「第5項まで若しくは第7項から第11項まで」に改める。

第2条 茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第25条の3第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号イを次のように改める。

イ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託であつて、同法第3条

第2号に掲げるものの信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第40条第1項第1号イ中「法第72条の4第1項各号」を「所得等課税法人（法第72条の4第1項各号）に、「並びにこれらの法人」を「をいう。以下イにおいて同じ。）及び所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の次に「(所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。)」を加え、同号イに次のように加える。

(ア) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として法第72条の2第1項第1号ロ(1)に規定する政令で定める金額をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして同号ロ(1)に規定する政令で定めるものを含む。）をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による

完全支配関係に限る。)がある場合その他法第72条の2第1項第1号ロ(1)に規定する政令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち同号ロ(1)に規定する政令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの

- (イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。)と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他法第72条の2第1項第1号ロ(2)に規定する政令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの(ア)に掲げる法人を除く。)

第40条の19第1項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第40条の19の2の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第1項中「法人課税信託(」を削り、「をいう。以下この条において同じ。)の受託者」を「又は同法第12条第4項第2号に規定する公益信託(以下この条において「法人課税信託等」という。)の受託者」に、「法人課税信託の」を「法人課税信託等の」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

付則第16条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(事業税の納税義務者等の特例)」を付し、同条中「附則第8条の3の3第1項」を「附則第8条の3の3」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第16条の2の2 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 号)の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第24条の2第1項に規定する特別事業再編計画(以下この条において「特別事業再編計画」という。)について同項の認定を受けた同法第24条の3第1項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計画(同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて行う同法第2条第18項に規定する特別事業再編(生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして法附則第8条の3の4第1項に規定する総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。)のための措置(産業競争力強化法第2条第18項第3号、第4号及び第6号に掲げる措置に限る。)として他の法人の株式若しくは出資(以下この条において「株式等」という。)の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下この条において「取得等の日」という。)以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。)がある場合(その取得又は譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合を除く。)において、当該他の法人(以下この条において「対象法人」という。)及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第24条の2第1項の認定の申請の日前5年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人(当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち法附則第8条の3の4第1項に規定する総務省令で定めるものに限る。以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。)の行う事業に対する

第40条第1項の規定の適用については、対象法人又は5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度（産業競争力強化法第24条の3第2項又は第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第40条第1項第1号イ(ア)及び(イ)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの（付則第16条の2の2に規定する対象法人及び同条に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

（茨城県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 茨城県県税条例の一部を改正する条例（平成19年茨城県条例第47号）の一部を次のように改正する。

付則第2条第1項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。）及び次条第2項の規定 公布の日
- (2) 第1条中茨城県県税条例第71条の17の改正規定並びに同条例付則第7条の4の2第3項及び第26条の4第2項の改正規定 令和7年1月1日
- (3) 第1条中茨城県県税条例第63条第2項第3号の改正規定並びに同条例付則第16条の2及び第17条の7第1項第1号の改正規定並びに付則第3条及び第6条の規定 令和7年4月1日
- (4) 第2条（次号及び第6号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第4条の規定 令和8年4月1日
- (5) 第2条中茨城県県税条例第40条の19第1項及び第40条の19の2（見出しを含む。）の改正規定並びに第3条並びに付則第5条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日
- (6) 第2条中茨城県県税条例第25条の3第1項第3号の改正規定及び次条第1項の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第6号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第25条の3第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

2 第1条の規定による改正後の茨城県県税条例（以下「新条例」という。）第29条第1項及び第31条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第3条 新条例付則第16条の2の規定は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（以下「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、3号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 3号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。次条第2項及び付則第5条において「令和6年改正法」という。）の公布の日（以下この項において「令和6年改正法公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の茨城県県税条例第40条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、令和6年改正法公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、令和6年改正法公布日から

最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)に係る新条例付則第16条の2の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から茨城県県税条例等の一部を改正する条例（令和6年茨城県条例第 号）付則第3条第2項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

第4条 第2条の規定による改正後の茨城県県税条例（次項において「8年新条例」という。）第40条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに付則第16条の2及び第16条の2の2の規定は、付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 8年新条例第40条第1項第1号イ（8年新条例付則第16条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号イ(ア)又は(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について令和6年改正法第3条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（地方消費税に関する経過措置）

第5条 付則第1条第5号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第40条の19第1項及び第40条の19の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「5号施行日」という。）以後に効力が生ずる令和6年改正法附則第1条第10号に掲げる規定による改正後の地方税法第72条の80第1項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可（以下この条において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、5号施行日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第6条 新条例付則第17条の7第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、3号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、3号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第113号議案

茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

茨城県住民基本台帳法施行条例（平成14年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4章の2」の次に「及び第4章の3」を、「本人確認情報」という。）の次に「及び法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報（以下「附票本人確認情報」という。）」を加える。

第5条を削る。

第6条の見出し中「本人確認情報」の次に「又は附票本人確認情報」を加え、同条中「第30条の32第1項」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を、「本人確認情報」の次に「又は附票本人確認情報」を加え、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会）

第6条 法第30条の40第1項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）に規定する審議会（次項において「審議会」という。）は、茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）第22条第1項の規定により設置された茨城県情報公開・個人情報保護審査会とする。

2 審議会は、法第30条の40第2項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第114号議案

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(茨城県証紙条例の一部改正)

第1条 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第119項を次のように改める。

119 大麻草採取栽培者免許関係手数料

(茨城県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の89の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者の免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表の90の項中「大麻取締法第10条第5項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者名簿の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同表の91の項中「大麻取締法第10条第6項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者の免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

(茨城県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第3条 茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「第2条第1号に規定する麻薬」を「第2条第1項第1号に規定する麻薬（同条第2項の規定により同号に規定する麻薬とみなされる物を含む。）」に、「同条第4号」を「同条第1項第4号」に、「同条第6号」を「同項第6号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

第11条第1項中「第6号」を「第5号」に改める。

第16条第1項、第18条及び第19条第1項中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(茨城県手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正法の施行の日の前日において免許を受けている改正法第1条の規定による改正前的大麻取締法（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻栽培者及び同条第3項に規定する大麻研究者については、当該免許の有効期間の残存期間に限り、第2条の規定による改正前の茨城県手数料徴収条例別表第1の90の項及び91の項の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の日前に改正法附則第6条の規定に基づき、改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の免許の申請に対する審査を依頼しようとする者は、大麻草採取栽培者免許申請手数料として、1件につき7,100円を県に納めなければならない。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第115号議案

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年茨城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「卒業する日」の次に「の属する月の末日」を加える。

第11条第1項第7号及び第8号カ中「であって」の次に「，臨床研修の修了後」を加え、「従事しなかった」を「医師の業務に従事しなかった」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 修学生が医師不足地域以外の地域（県内に限る。）における医療機関において医師の業務に従事した場合であって、当該業務が医師不足地域内の医療の充実に資するものとして規則で定めるものに該当するときは、当該業務に従事した期間を医師不足地域における医療機関において医師の業務に従事した期間とみなして、第1項第7号及び第8号カの規定を適用する。

第13条第1項第1号及び第2号中「であって」の次に「，臨床研修の修了後」を加え、「従事したとき」を「医師の業務に従事したとき」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第11条第4項の規定は、第1項第1号及び第2号の場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項第7号及び第8号カ」とあるのは「第13条第1項第1号及び第2号」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第1項第7号及び第8号カ並びに第13条第1項第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日以後に茨城県地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する契約を結ぶ者について適用し、同日前に修学資金を貸与する契約を結んだ者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第11条第4項及び第13条第4項の規定は、令和2年度以降に大学（大学院を除く。）に入学した者について適用する。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第116号議案

茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年茨城県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ウ中「20人」を「15人」に改め、同号エ中「30人」を「25人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例第4条第1号の規定の適用については、当分の間、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同号ウ中「15人」とあるのは「20人」と、同号エ中「25人」とあるのは「30人」とする。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第117号議案

茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例

茨城県農林漁業災害対策特別措置条例（昭和42年茨城県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「海そう類」を「海藻類」に改め、同条第4号中「被害農業者」を「農業を主な業務とする者」に改め、同号ア中「であり、かつ、指定災害による農作物、畜産物及び繭の減収に伴う損失額がその者の平年における農業による総収入額の100分の30以上」を削り、同条第5号中「被害林業者」を「林業を主な業務とする者」に改め、同条第6号中「被害漁業者」を「漁業を主な業務とする者」に改め、同号ア及び同条第9号ア中「海そう類」を「海藻類」に改め、同条第12号ア(イ)及び第13号ア中「同法」を「激甚災害法」に改め、同条第15号中「果樹だな」を「果樹棚」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

知事は、農林漁業経営に及ぼす影響が大きいものとして規則で定める基準に該当する災害を、指定災害として指定するものとする。

第3条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

3 知事は、前項の指定を行う場合には、次に掲げる助成措置等のうち講ずべきものを定めるものとする。

第3条第3項を同条第2項とする。

第4条第1項中「前条第2項の規定により指定をうけた区域を有する」を削り、「当該指定を受けた」を「当該市町村の」に改める。

第5条中「第3条第3項各号」を「第3条第2項各号」に改める。

第6条第3項第1号中「あてる」を「充てる」に改める。

第9条中「第3条第3項第6号」を「第3条第2項第6号」に改める。

第10条中「茨城県農業共済組合連合会（以下「共済連」という。）」を「農業共済団体（農業保険法（昭和22年法律第185号）第3条に規定する農業共済団体をいう。以下同じ。）」に、「農業災害補償法（昭和22年法律第185号）」を「農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第79条の規定」に、「早期仮渡し」を「仮渡し」に、「共済連」を「当該農業共済団体」に、「共済連に」を「当該農業共済団体に」に改める。

第11条及び第12条中「共済連」を「農業共済団体」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の規定は、令和6年5月1日以後に発生した災害について適用する。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦